

指定介護老人福祉施設 松籟荘  
指定通所介護事業所「湯つくり館」  
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(茨城県指定 第0871400156号)  
(高萩市指定 第0871400156号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護事業（以下「事業」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）（以下「総合事業」という。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方、基本チェックリストの結果「事業対象者」と判断された方が対象になります。また、事業と総合事業は一体的に運営します。

### 1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 愛正会
法人所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-15
電話・FAX	0293-24-6322
代表者氏名	理事長 金川 美希子
設立年月	昭和57年 2月 5日

### 2. 事業所の概要

サービスの種類	通所介護 令和3年10月2日指定更新	茨城県 第0871400156号
	通所型サービス 令和6年 4月1日指定更新	高萩市 第0871400156号
事業所の名称	指定介護老人福祉施設 松籟荘 指定通所介護事業所 「湯つくり館」	
事業所の所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-8	
電話・FAX	電話：0293-22-2333      FAX：0293-24-5900	
管理者氏名	須田 聡子	
開設年月	平成15年10月 1日	
利用定員	20名/日（事業・総合事業利用者との合計数）	

### (1) 事業所の目的

要支援・要介護状態の被保険者（以下、「利用者」という。）について、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活の維持・向上を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護や指導、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介助や指導を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助することを目的としています。

### (2) 事業所の運営理念

『ナチュラルゼーション』（その方にとってそうすることが自然であり、居心地が良いと感じられるような生活の場づくり・生活支援のあり方目指す福祉理念）を目指します。そして、利用者にとって必要なサービスを利用者自身に選択していただき、個人のプライバシーをできるだけ保持し、生活の自立のため援助を心がけることを基本とします。また、個人別アセスメント表を作成し個別支援の徹底を図ります。

### (3) 施設の運営方針

1. 一人ひとりの利用者に向き合おう。
2. 一人ひとりの利用者にも出来るだけ寄り添おう。
3. 一人ひとりの利用者にもゆっくりゆったり生活支援をしよう。
4. 一人ひとりの利用者の生活の中に自然なりハビリを取り入れよう。
5. 一人ひとりの利用者にも安心・安楽と感じてもらえるようなリスク管理を徹底しよう。
6. 一人ひとりの利用者のご家族や地域とのつながりを持ち続けられるようにサポートしよう。
7. すべての利用者から笑顔を溢れさそう。

### (4) 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、以下の区域とします。

〈事業〉

高萩市、北茨城市、日立市北部（但し、砂沢町、小木津町、日高町、川尻町、折笠町、十王町に限る）

〈総合事業〉

高萩市、北茨城市

### (5) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日（土曜・日曜日 12月31日から1月3日を除く）
営業時間	8：30～17：30
受付時間	電話等により24時間常時連絡可能な体制をとります。

### (6) 利用定員

通所介護 20名/日（事業・総合事業利用者との合計数）

## 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して事業及び総合事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### (1) 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置数	備考
1. 施設長（管理者）	1	施設と兼務
2. 事務員	1	施設と兼務
3. 看護職員	1以上	機能訓練指導員と兼務, 非常勤
4. 機能訓練指導員	1以上	看護職員と兼務, 非常勤
5. 生活相談員	1以上	1名は常勤
6. 介護職員	3以上	2名は常勤

### (2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1. 看護職員	1名
2. 機能訓練指導員	1名
3. 生活相談員	1名
4. 介護職員	3名

## 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- 利用料金が介護保険から給付される場合
- 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

#### 《サービスの概要》

- ① 入浴
  - ・入浴又は清拭を行います。
  - ・可能な方は温泉浴（階段が付いている浴槽）、身体状況から温泉浴が難しい方はリフト浴、または特殊機械浴槽（チェアインバス）を使用して入浴することができます。
- ② 排泄
  - ・排泄の自立支援のため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。
- ③ 健康管理
  - ・看護職員が、健康管理を行ないます。
- ④ 機能訓練
  - ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 送迎
  - ・ご希望の方には専用車輛による送迎を実施します。
- ⑥ その他の支援
  - ・ご希望により、レクリエーション・行事活動等のアクティビティの支援をします。
  - ・個別の通所介護計画、総合事業計画、機能訓練計画（以下「個別サービス計画書」という）に基づく生活リハビリの支援をします。

《サービス利用料金（要介護は1日あたり、要支援又は事業対象者は1ヶ月あたり）》

（契約書第4条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金と各種加算額から介護保険給付額を除いた合計金額をお支払い下さい。

《通所介護費（1日あたり）》

項目	要介護度	金額/日	項目	要介護度	金額/日
2時間以上 3時間未満	要介護1	272円	3時間以上 4時間未満	要介護1	370円
	要介護2	311円		要介護2	423円
	要介護3	351円		要介護3	479円
	要介護4	392円		要介護4	533円
	要介護5	432円		要介護5	588円
4時間以上 5時間未満	要介護1	388円	5時間以上 6時間未満	要介護1	570円
	要介護2	444円		要介護2	673円
	要介護3	502円		要介護3	777円
	要介護4	560円		要介護4	880円
	要介護5	617円		要介護5	984円
6時間以上 7時間未満	要介護1	584円	7時間以上 8時間未満	要介護1	658円
	要介護2	689円		要介護2	777円
	要介護3	796円		要介護3	900円
	要介護4	901円		要介護4	1,023円
	要介護5	1,008円		要介護5	1,148円
8時間以上 9時間未満	要介護1	669円			
	要介護2	791円			
	要介護3	915円			
	要介護4	1,041円			
	要介護5	1,168円			

《通所型サービス費（1ヶ月あたり）》

要支援度	金額/月
要支援1・事業対象者	1,798円
要支援2・事業対象者	3,621円

※基本の利用料金は、7時間以上8時間未満の通所介護費、通所型サービス費になっています。

※要支援1又は事業対象者の場合は、原則週1回、要支援2場合は、原則週2回のご利用となります。

※施設の送迎サービスを希望されない場合等ご希望により、利用時間を短縮することは可能です。

《各種加算》

通所介護費

項目（1日あたり）	金額
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/回
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円/回
若年性認知症利用者受入加算	60円/回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/回
★1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※1）×59/1000円
★2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※1）×12/1000円
★3 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位（※1）×11/1000円
★4 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※1）×92/1000円
施設送迎減算	△47円/片道
項目（1ヶ月あたり）	金額
科学的介護推進体制加算	40円/月
A D L維持等加算（Ⅰ）	30円/月
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月

※1 所定単位とは、【（1日あたりのサービス費+算定可能な加算）×利用した日数（+必要時にはその他の加算も含む）】

※ 所得状況に応じて【通所介護費と各種加算】が1～3割負担になる場合もあります。

※ ★1～3の加算はR6.5.31までとなり、R6.6.1以降は★4の処遇改善加算算定に変更になります。

通所型サービス費（1ヶ月あたり）

項目	金額	
若年性認知症利用者受入加算	240円/月	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1・事業対象者	88円/月
	要支援2・事業対象者	176円/月
★1 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※2）×59/1000円	
★2 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※2）×12/1000円	
★3 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位（※2）×11/1000円	
★4 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位（※2）×92/1000円	
科学的介護推進体制加算	40円/月	
項目（1日あたり）	金額	
施設送迎減算	△47円/片道	

※2 所定単位とは、【（1ヶ月あたりのサービス費+算定可能な加算）（+必要時にはその他の加算も含む）】

※ 所得状況に応じて【通所介護型サービス費と各種加算】が1～3割負担になる場合もあります。

※ ★1～3の加算はR6.5.31までとなり、R6.6.1以降は★4の処遇改善加算算定に変更になります。

《各種加算の概要》

① 入浴介助加算（Ⅰ）（事業）

入浴介助を行った場合に加算されます。

② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（事業・総合事業）

勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上の場合に加算されます。

③ 個別機能訓練加算（Ⅰ）イ（事業）

ご契約者の居宅を訪問した上で、生活機能維持・向上に資する個別機能訓練計画を作成し、その計画に沿った機能訓練を行った場合に加算されます。

④ 個別機能訓練加算（Ⅱ）（事業）

個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、サービスを提供するに当たっては当該情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合に加算されます。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算（事業・総合事業）

若年性認知症の診断を受けた方にサービスを提供した場合に加算されます。

⑥ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（事業・総合事業）

厚生労働省で定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している事業者（県知事へ届出が必要）の場合には、事業においては【所定単位（{1日あたりのサービス費+算定可能な加算}×利用した日数/月）×59/1000】、総合事業においては【所定単位（1ヶ月あたりのサービス費+算定可能な加算）×59/1000】で算出された料金が加算されます。

⑦ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（事業・総合事業）

経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とし、厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者（県知事へ届出が必要）の場合には、事業においては【所定単位（{1日あたりのサービス費+算定可能な加算}×利用した日数/月）×12/1000】、総合事業においては【所定単位（1ヶ月あたりのサービス費+算定可能な加算）×12/1000】で算出された料金が加算されます。

⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算（事業・総合事業）

「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」に充てる賃金改善を実施することを目的とされた加算であり、厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者（県知事へ届出が必要）の場合には、事業においては【所定単位（{1日あたりのサービス費+算定可能な加算}×利用した日数/月）×11/1000】、総合事業においては【所定単位（1ヶ月あたりのサービス費+算定可能な加算）×11/1000】で算出された料金が加算されます。

⑨ 介護職員等処遇改善加算（R6.6月以降）（事業・総合事業）

厚生労働省で定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している事業者（県知事へ届出が必要）の場合には、事業においては【所定単位（{-1日あたりのサービス費+算定可能な加算}×利用した日数/月）×92/1000】、総合事業においては【所定単位（1ヶ月あたりのサービス費+算定可能な加算）×92/1000】で算出された料金が加算されます。

⑩ 科学的介護推進体制加算（事業・総合事業）

利用者のADL（日常動作）、口腔・栄養、認知症等の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合に加算されます。

⑪ ADL維持等加算（事業）

利用者全員にADL（日常動作）の評価を行い、測定値を定期的に厚生労働省へデータを提出している場合に加算されます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

**（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条）**

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

**《サービスの概要と利用料金》**

① 食事（食事代）

- ・当事業所では、適正に栄養計算された献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・クックチル方式を導入した食事を提供します。また、ご契約者のご希望により治療食（糖尿食）も提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して座席にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・昼食、おやつ、飲み物の提供にかかる費用です。
- ・利用料金  
普通食の場合 1日あたり 600円  
治療食の場合 1日あたり 650円（糖尿食）  
昼食注文後キャンセルになった場合 350円

② 理美容サービス

- ・理美容師の出張による理髪サービス（散髪）をご利用いただけます。
- ・利用料金 1回あたり 散髪 1,500円

③ 日常生活上必要となる物品等にかかる諸費用

- ・オムツ代  
装着型紙オムツ 150円  
紙パンツ 150円  
尿取りパッド 50円
- ・処置材料費  
ガーゼ（L） 70円  
ガーゼ（M） 60円  
防水フィルム（L） 200円  
防水フィルム（M） 100円

④ 教養娯楽費 利用者の希望を確認した上で提供された場合にのみ実費

☆ 上記『介護保険の給付とならないサービスの利用料金』については、消費税の課税対象になるものも含まれていますが、消費税込みの金額を表示しています。

- ☆ その他、介護保険の給付対象とならないサービスを提供した場合には、実費相当額をいただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う概ね1ヶ月前までにご説明します。

**(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)**

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

- ① 窓口で現金支払
- ② 下記指定口座への振込み

筑波銀行 多賀支店 普通 1030092
特別養護老人ホーム松籟荘 管理者 須田 聡子

- ③ 金融機関口座からの自動引き落とし

**(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)**

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。(通所介護利用の場合)

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	350円 (当日の食費の約半額)

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。
- ④ ご契約者がサービスを利用している日でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

**5. サービスの利用方法**

**(1) サービスの利用開始**

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、個別サービス計画書を作成して、サービスの提供を開始します。※居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画表(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

**(2) サービスの終了**

- ① ご契約者等のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の2週間前までに通知してください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申し付けください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。



## 6. 事故発生時の対応（契約書第24条参照）

ご契約者に事故が発生した場合には、速やかに身元保証人のご家族様にご連絡・ご報告し、必要な措置を講じます。また、保険者（重大な事故の場合には県にも）に報告をさせていただきます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償等の対応を速やかに行います。

## 7. 事業継続計画について（契約書第25条参照）

感染症や非常災害等の発生時において、ご契約者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定します。当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、従業者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更します。

## 8. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

### （1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

<苦情受付窓口（担当者）>

生活相談員 熊田 美弥子

<受付時間>

毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

また、苦情受付ボックス『ご意見箱』を受付に設置しています。

### （2）行政機関その他苦情受付機関

高萩市市役所 福祉事務所高齢福祉課	所在地 茨城県高萩市春日町3-10 【TEL】 0293-22-0080 【受付時間】 9:00～17:00
北茨城市役所 市民福祉部高齢福祉課介護保険係	所在地 茨城県北茨城市磯原町磯原1630 【TEL】 0293-43-1111 【受付時間】 9:00～17:00
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 茨城県水戸市笠原町987-26 【TEL】 029-301-1565 【受付時間】 8:30～17:30
茨城県運営適正化委員会	所在地 茨城県水戸市千波町1918 【TEL】 029-305-7193 【受付時間】 9:00～17:00

## 9. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

年 月 日

指定通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 松籟荘  
指定通所介護事業所 「湯つくり館」

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に同意しました。

契約者 : 住所  
: 氏名 印

身元保証人 : 住所  
(代筆者)  
: 氏名 印

(利用者との関係) :

## 重要事項説明書付属文書

### 【通所介護・通所型サービス】

#### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 1階

(2) 敷地面積 10,323㎡

(3) 建物の延面積 4,202.19㎡  
(湯つくり館 : 116.23㎡) A

#### (4) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して運営しています。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 介護老人福祉施設（従来型）   | 定員32名 平成12年 1月31日 指定<br>(令和 2年4月1日 指定更新) |
| ② 介護老人福祉施設（ユニット型） | 定員56名 平成15年10月 1日 指定<br>(令和 2年4月1日 指定更新) |
| ③ 短期入所生活介護（従来型）   | 定員 4名 平成12年 1月31日 指定<br>(令和 2年4月1日 指定更新) |
| ④ 短期入所生活介護（ユニット型） | 定員 6名 平成15年10月 1日 指定<br>(令和 2年4月1日 指定更新) |

#### (5) 施設の周辺環境

高萩駅から約5kmの山手寄りの高台で、緑に囲まれ、高萩海岸が一望でき、夏は涼しく、冬暖かく日当たりが良く、自然環境に恵まれた**天然温泉のある施設**です。

#### 2. 職員の配置状況

**介護職員**・・・ご契約者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言等を行います。また、ご契約者のご希望により、生活相談員・機能訓練指導員と協働で、レクリエーション・行事活動等のアクティビティの支援を行います。

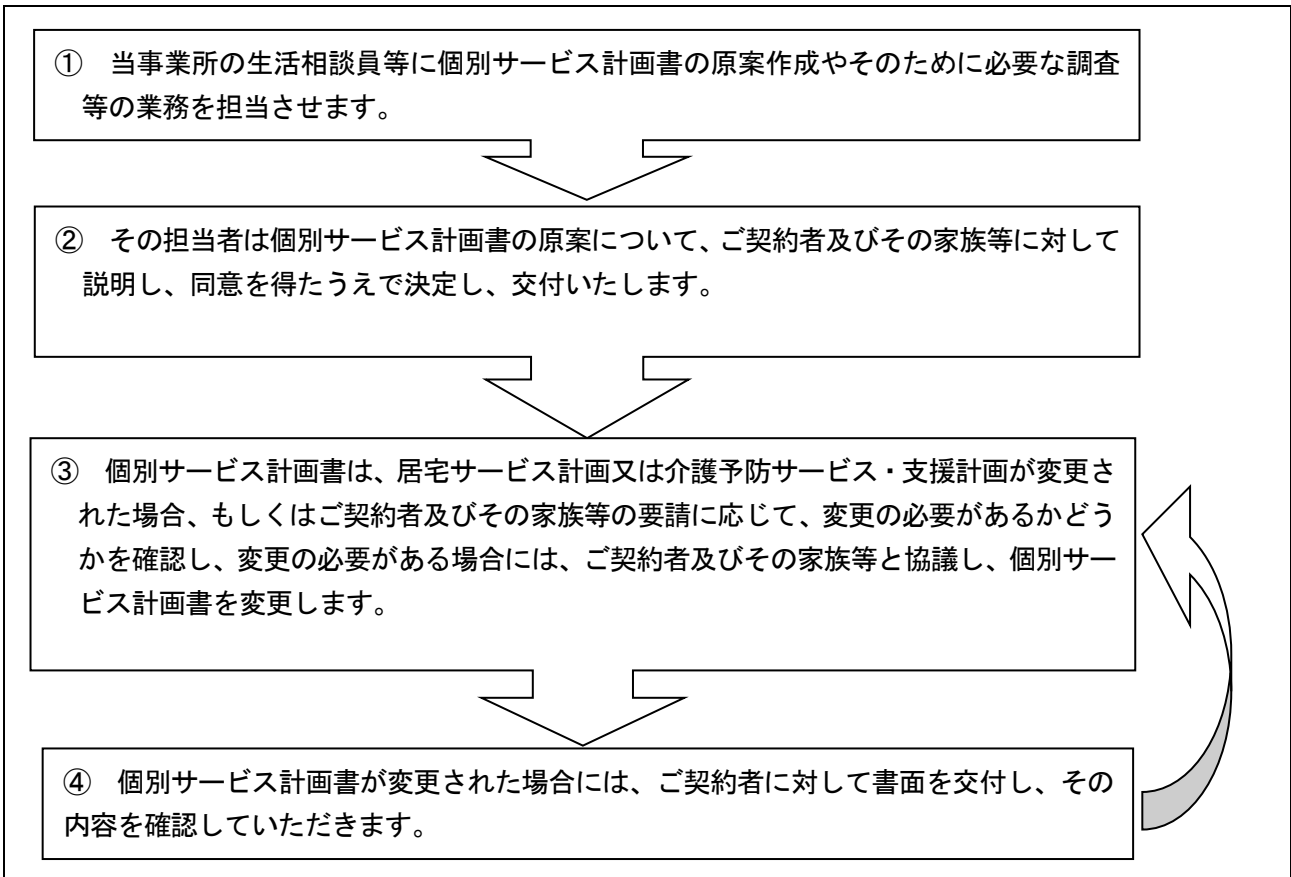
**生活相談員**・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しております。

**看護職員**・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護や介助等も行います。

**機能訓練指導員**・・・ご契約者のご希望により、生活相談員・介護職員と協働で、アクティビティの支援と個別サービス計画書に基づく機能訓練を行います。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する個別サービス計画書に定めます。



### 4. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧することができます。
- ④ ご契約者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者には漏洩しません。(個人情報の保護)  
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

## 5. 施設利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

### (1) 施設・設備の使用上の注意

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (2) 喫煙

敷地内の喫煙スペースで喫煙して下さい。それ以外の場所での喫煙はできません。

### (3) 利用中の医療の提供について

ご利用中に急な体調の不良等の理由で医療が必要となった場合、ご契約者の希望により下記協力医療機関において、診療や入院治療を受けられる場合もあります。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

《協力医療機関》

医療機関の名称	やすらぎの丘温泉病院
所在地	茨城県高萩市下手綱大谷口1951-6
診療科	内科・整形外科・循環器科・リウマチ科・外科・リハビリステーション科 ・泌尿器科

## 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。個人情報保護規定に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められた場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を免じる場合があります。

## 7. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間終了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください）

### (1)ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者からの利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに申し出て下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合</li><li>② ご契約者が医療機関又は介護保険施設に入院・入所された場合</li><li>③ ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」又は「介護予防サービス・支援計画」が変更された場合</li><li>④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所サービスを実施しない場合</li><li>⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合</li><li>⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合</li><li>⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合</li></ul> |
|---|

### (2)事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合</li><li>③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li><li>④ 契約者又は契約者家族の言動が、他の利用者やサービス従業者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または契約者の重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合</li></ul> |
|---|

### (3)契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。